報告第２１号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２９年１２月５日報告

小松島市長　濱　田　保　徳

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	３，７８０円
相　手　方	小松島市横須町在住の男性
事故発生年月日	平成２９年１０月２８日
事故発生場所	小松島市日開野町字高須４番地の８地先

事故の概要

市道にアスファルトの欠損が生じており、同所を通過した相手方車両が衝撃により、ハンドル位置にズレが生じたもの。

平成２９年１１月１３日　専決第１２号

小松島市長　濱田　保徳